

●労働保険の新規適用に挑戦！！

先日、個人事業主様の労働保険新規適用（新適）の手続きをさせていただきました。労働者を1人でも雇用した場合、事業主は必ず労働者災害補償保険（労災保険）に加入しなければならないのですが、個人事業主の場合は届出に当たり、添付する書類も若干変わってくるのです。非常にややこしいですね。例えば、法人の場合は「登記簿謄本」が必要となるのですが、個人事業主の場合は「住民票」を提出することになります。細かい点は、厚生労働省のHPにも掲載されておりませんので、管轄の労基署に直接問い合わせた方が確実だということがよく分かりました。



そして労災保険の新適を終えた後には、雇用保険の新適と続きます。どちらかという、雇用保険の方が必要となる添付書類も多く、書類を集めるのに時間と手間がかかります。住民票は労災保険の新適で使用したものを代用できますが、労働者名簿やタイムカード（又は出勤簿）等も集める必要がありますので、事前に調べて準備することが新適をスムーズに進めるコツだと感じました。

なお今回の届出は、電子申請ではなく、労基署や職業安定所に直接出向きました。提出する書類も、全て手書きで記入し作成してみました。どれも初めて見る書類ばかりでしたが、記入例を見ながら記入することで勉強になる部分も多く、自分の力になったのではないかと思います。

タイトルの通り、初めての事務としては若干ハードルの高い手続きでしたが、会社設立後の保険関係成立の流れもよく分かり勉強になりました。たまには電子申請に頼らず、自分の手で記入してみることも大切ですね！



ぶらりゆらり大人の休日

古谷



●「ポケモンGO」の影響

世界的に人気が沸騰しているスマホゲーム、「ポケモンGO」が日本でも7月22日に配信されました。その影響力は凄まじく、老若男女にこれほど流行っているものは、ここまで身近に感じたことがないほどです。

配信後の初めての週末、ある飲食店に並んでいると、隣の60代のご夫婦が「ポケモンGO」の操作方法について話していました。また、その後方に並んでいた30代の家族4組ほどが並んでいたのですが、「またポケモンをゲット（捕獲）したぞー！」と叫び楽しんでいました。その後、友人家族と会ったのですが、前日親子3人でポケモンを探しに1時間30分ほど散策していたそうです。ちなみに40代の母と19歳の息子さん、21歳の娘さんです。



そして今日、外出先で電車です座っている高校生を見ると携帯には「ポケモンGO」の画面、隣で立っている20代の女性も必死でポケモンの居場所を確認していました。このゲームの画面は、実際の地図が反映されていて、その臨場感とリアルさに驚かされます。

しかし、既にニュースになっている通り、いくつかのトラブルも発生しています。ポケモンをゲットするため撮影する際に無断盗撮と勘違いされたり、私有地侵入、いわゆる「歩きスマホ」によるケガや事故、などのトラブルが発生しています。

このゲームの開発者は、家に引きこもりがちになってしまうという点を問題視し、「家の外に出て体を動かし、新しい場所を発見し、人々と交流する」というコンセプトのもとこのゲームを開発されました。

また、今までのゲームのもうひとつの問題点として、課金しないと強くなれず勝てなくなるため、ゲームに勝ちたい人はお金を費やす必要がありました。しかし、このゲームでは貴重なアイテムや強いアイテムはお金では手に入らない仕組みになっています。

こういった今までのゲームの問題点を大きく改善し、人々を外へ出ることを意識させる点が多いに関心させられます。しかし、何事も節度を持って行なうことを、守らないといけないと切に感じます。

Member's Voice 「ご挨拶」

佐野

皆さん、初めまして。新人スタッフの佐野と申します。ご挨拶が遅くなりましたが、今年の5月から事務所まで働かせていただいております。事務所の電話には、誰よりも先に出ておりますので、対応させていただきます機会も多いかと存じます。どうぞ宜しくお願い致します。

それでは簡単な自己紹介をさせていただきます。私は神奈川県のカワ崎市で生まれ育ちました。東京都との境に「多摩川」という川が流れておりますが、子供の頃はそこで父と釣りをしたり、自然に囲まれるのびのびとした幼少期を過ごしました。

また、趣味は飲食店に従事していた経緯もあり、悩んだ末に「料理」と答えることが多いです。ですがどちらかという、食べることの方が専門のような気もしますが・・・以上です。

本当に簡単な自己紹介となってしまいましたが、今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

あ い こんたくと
A i C o n t a c t



【今月号のLINE UP】

- ・<特集> 年金から源泉控除されるもの（前編）
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための「9つの力」「労務管理力②」
- ・新入社員の奮闘記「労働保険の新規適用に挑戦！！」
- ・ぶらりゆらり大人の休日「『ポケモンGO』の影響」
- ・Member's Voice「ご挨拶」

すだちうどん（2016.6.18）

大阪北新地の有名な鰻屋「つるとんたん」のすだちうどんです。こしのあるうどんに、旨みが凝縮されたお出汁は透明感があり、とても上品なお味です。すだちの爽やかな酸味が、猛暑が続く食欲のない日でも涼しげにいただくことができます。

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所
相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-ajimusho.co.jp> / Email info@sr-ajimusho.co.jp

<特集> 年金から源泉控除されるもの（前編）

三倉

年金からは税金や社会保険料などが源泉控除されています。控除される基準や方法が異なるため一見するとわかりにくいところ。2ヶ月にわたり年金相談でも問い合わせが多い「天引き」のしくみを探り上げます。前編の今回は税金です。

●源泉控除される税金① 所得税

老齢年金は雑所得として課税対象となります。12月31日時点の年齢が65歳未満の場合108万円以上、65歳以上場合158万円以上だと課税の対象となり「扶養控除申告書」の提出が必要です。申告書は10月下旬～11月上旬ごろに日本年金機構より送付されます。申告書に必要事項を記入して返送すると翌年の源泉控除額が決まります。平成25年1月より25年間「復興特別所得税」が2.1%加算されます。なお障害年金や遺族年金は非課税です。

10月下旬～11月上旬 年金事務所から送付

12月31日時点の年齢
65歳未満：108万円以上
65歳以上：158万円以上



12月初旬ごろまで
年金事務所へ返送

翌年の源泉控除
額を計算・決定

POINT!

扶養控除申告書を返送しないと高い税率で年金から源泉控除されてしまうので提出忘れに気をつけましょう。ただし扶養控除申告書は1箇所にししか提出できません。給与と年金を同時にもらっている場合には、年金から割高の所得税が引かれてしまうので確定申告をすることで還付を受けることができます。

申告書の提出：適正な税金

申告書の未提出：割高な税金



+



➡ 確定申告
で還付

年金の合計額が400万円以下で、かつ、給与取得が20万円以下の場合は確定申告を省略することができます。

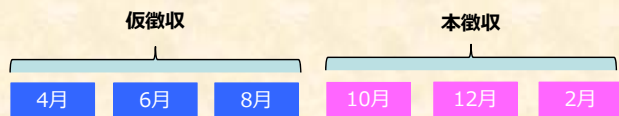
●源泉控除される税金② 住民税

住民税の課税は前年の所得に基づいて税額が決定されます。年金から住民税が控除される人は、次の条件を満たしたひとです。

- 65歳以上で老齢基礎年金を受給できる
- 老齢基礎年金の額が18万円以上
- 介護保険料が年金から源泉控除されている
- 年金から保険料を控除した残りの額が住民税額をうわまっている

POINT!

住民税は「仮徴収」と「本徴収」と呼ばれる方法で控除されます。4月・6月・8月に支給される年金からは仮の税額が控除(仮徴収)され、10月・12月・2月に支給される年金より本来の税額が控除されます(本徴収)。



●問答有用Q&A 【Q】住民税が給与から控除されているのに、なぜ年金からも控除されているのですか？

働किながら年金をもらっている場合、給与所得と年金所得(雑所得)を得ていることとなります。この場合、両方から住民税が源泉控除されます。ただし、二重控除されているわけではなく、それぞれの所得額に応じた住民税額がひかれています。

さらに給与と年金以外の所得、たとえば不動産収入などがある場合、別途住民税が課税されます。給与・年金以外の所得にかかる住民税は、源泉控除することができないため5月ごろに自治体より別途で納付書が届きます。納付忘れにご注意ください。

ネコでもわかる人事労務基礎講座

星山



おばあさん⇒長年、総務や人事の仕事に携わり、現在は社労士の資格を取得し社労士事務所働いている。



クロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおばあさんに拾われて以来なついてしまった。何をやっても長続きしない性格で、現在求職中。

●給与の締日と支払日って勝手に変えてええの？

社長「おう！経理部長、ちょっとええか!?相談や!20日締め当月25日払いの給与を、未締めの翌月15日支払いに変更したいんやけどどないや!」
経理「私も社長にちょうどその件でご相談に何おうと思っていたところです。他社への支払いや集金の関係上、その方が都合が良いですからね。また、最近は、従業員数の急激な増加に伴い計算業務が日程的にタイトな状況だったので、給与計算に最も必要な正確性を損なう危険性がありました。締日から給与支払日までに余裕があると経理部としても非常に助かります。」
社長「せやろ!?そうと決めたらさっそくやったるでえ!思い立ったが吉日じゃ!!」

-ここは大阪ミナミ-

クロ「今どないして生きていったらええねん?従業員の見も聞かんと勝手に変更するなんてひどすぎるわ! (シャー!!フー!!ガオー!!)」

おば「どうしたんだい?そんなライオンみたいに吠えて?!」
クロ「どうもこうも、あらへんわ!かかかかか…」
おば「ふーん…整理すると、今までは20日締めだったから先日7/25に支払われた給与は6/21～7/20の分だよね。それで次は8/25に7/21～8/20の分が支払われるはずだったのに、締日と支払日が変わるから、8/15には7/21～7/31の11日分だけしか支払われなくて、

その次の9/15にやっと丸々1か月分(8/1～8/31の分)が支払われるから8月は給与が少ないってことだね。」
クロ「この前もローン組んで彼女(ペルシャ猫)にブランドもの的高级爪とぎ買ってあげたし(振られたけど)、クレジットの支払いも給与支払日に合わせてるんやから、急に変更する言われても困るねん!不利益変更や!!」
おば「確かに締日と支払日が変わっても退職までに通算して受け取る給与の額自体は変わらないけど、従業員は毎月決まった日に、ある程度決まった金額の収入があることを前提に生活をしているからね。こういう場合はダメージを最小限に抑えるために、①変更月は特別に通常通り1ヶ月分を支給してあげたり、それが無理でも、②変更月を賞与支給月に合わせて生活費を確保できるようにするとか、③半月分の給与相当分を無利子で貸し付けるとか、何らかの措置を講ずべきだね。ただどちらにしろ、会社はなるべく早く通知して予告期間を長く設けて備えができるように配慮しないかね。」
クロ「なんか事情があるんか知らんけどひどすぎるわ!」
おば「今回のケースには該当しないけど、例えばそれまで未締めの当月25日払いだった給与を、支払日を翌月10日に変更した場合、変更月には給与が1回も支払われないから、『毎月1回払いの原則』違反になってしまうからね。」
クロ「きちんと理由を説明してもらって、全員が納得できるような方法で変更してもらえよう話してみるわ。」

経営者のための「9つの力」

福島

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる!というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

●労務管理力② 「人材確保の最初の問題は、採用と教育」

現在、日本における人事管理上の問題点、課題点は、多様な雇用環境の中で様々な変化をしています。非正規雇用者が全体の3分の1になり、教育も不十分になってしまったことから労働力が落ちていることは前回述べました。雇用環境が変化している中で女性が辞めなくてもよい環境、高齢者が充実して働ける環境を作ることが重要なこともご存じのことと思います。

今月は、人材確保が困難になると言われている中で、企業における教育について考えてみます。

大手企業であれば新卒採用によって、多くの新しい人材を確保することも可能ですが、中小企業においては中途採用がメインになってきます。新卒採用の場合は、自社の社風にも染めやすい反面、教育費用がかかるというデメリットもあります。しかし、中小企業でも教育の負担がなくなるわけではなく、誰がどのように育てていくのかという課題は存在し続けています。

中途採用は、費用対効果の面でも注目されますが、人材育成については、企業の競争力を高めることに信念を持ち、中長期的に進めていくことが大切です。

人を育てることで、その企業のアイデンティティが高まり、企業体としてのアピールを強くすることができます。さらに、魅力ある職場であることでより良い人材を確保できることにもつながります。また、活気あふれる職場が人を育ててくれます。

今働いている人たちが、10年後の企業を支えてくれる原動力です。その原動力となる従業員に支持される企業になることが、誇りをもって働くことにつながっていきます。

従業員一人ひとりが当事者意識をもって動くことで、企業としての一体感が作れますので、採用からの教育、さらには能力開発といった面での人事労務管理が、今後の人事の課題であると考えます。